蕪栗沼•周辺水田

かぶくりぬま・しゅうへんすいでん

宮城県大崎市·栗原市·登米市







[登録番号] 1545 [登録年月日] 2005年11月8日 [面積] 423ha [湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼、U:永 久的な樹木のない泥炭地、3:灌漑池 [保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区 [国際登録基準] 5、6

湿地の概要

無栗沼・周辺水田は、宮城県北部を流れる北上川の支流、小山田川の流域にある遊水地機能をもった堰止め湖の蕪栗沼と、沼と密接な関係にある周辺の水田地帯がひとまとまりの湿地生態系として登録されている。水田はラムサール条約でいう湿地の1タイプで、日本の最大の湿地は水田ということになる。

面積150ヘクタールほどの蕪栗沼は、かつては1,000ヘクタールを超える、北上平野の氾濫原にある沼だった。その後、沼の大部分は干拓され、水田に姿を変えた。しかし依然として洪水、氾濫がくり

かえされたため、そのうちの約50へクタールが遊水地として再び沼に復元された。 復元湿地は「白鳥地区」と呼ばれ、 1997年に耕作者などの合意を得て耕作 を終了し、その後、湿地に復元され、現在では冬期に渡ってくるマガンやオオヒシ クイなど数万羽の水鳥に利用されている。

また、蕪栗沼の周辺では、土作り、化学 肥料や農薬の低減を導入した環境に配慮 した農業に取り組む農家が増えている。



湿地にかかわる動植物

沼では、マコモ群落からヨシ群落、ヤナギ群落へと植生が移行する低地性湿地を見ることができる。沼のヨシ原ではオオヨシキリが繁殖し、マイヅルテンナンショウ、トネハナヤスリなどの貴重な植物も見られる。 魚類ではメダカなどが生息している。

復元湿地の白鳥地区は、タコノアシ、ミズアオイ、オオアブノメなど希少な植物の宝庫となっている。 夏はオオバン、カイツブリが繁殖し、秋はサギやツバメのねぐらにもなっている。

平均水深が50cmと浅く、周囲が開けていて、後背地に広大な水田が広がるという、

水鳥にとって絶好の越冬環境をもつ蕪栗沼には、毎年、冬になるとマガンが10万羽以上渡来する。とくにマガンは、東アジア個体群の個体数の1%以上がここで越冬している。マガンは、夜は沼で休み、日中は収穫後の田んぼなどで落ちモミ、草などを食べて過ごす。沼や白鳥地区をねぐらとするマガンは、ねぐらから約10キロメートルまでの田んぼを主な採食地として利用している。



水田で落穂などを食べるマガン



蕪栗沼マガンの飛び立ち

保全・管理の取組

マガンやヒシクイの良好な越冬環境を守るため、地元では、沼の水の管理、清掃、水路の整備、水質の改善など、さまざまな取り組みをおこなっている。なかでも、冬も田んぼに水を張る「ふゆみずたんぼ」の普及は、湿地と生物多様性の保全への農業の新たな役割として注目されている。

また、蕪栗沼の陸地化の緩和と湿地植生の活性化のため支障木や枯れヨシを除去する野火をおこなっている。

環境保全 NPO が中心となり、環境保全

に関心のある農家・市民がガン類のカウント調査などを定期的に実施している。

無栗沼の持つ多様な機能を理解し、自然環境に配慮しつつ遊水地としての機能を十分発揮させるため遊水地の管理、保全上必要な事項について検討、協議するため「無栗沼環境管理会」が2001年に宮城県によって設置された。委員は国、大崎市、登米市、栗原市といった行政機関、環境保全NPO、地元農業団体等で構成されている。



夏にはミズアオイの大群落が広がる



野火の様子



水を張った状態の「ふゆみずたんぼ」

ワイズユースの取組

沼の東側に環境教育ゾーンを設け、子どもたちの環境教育プログラムが定期的に実践されている。生きものに関心のある小中学生を対象にした「おおさき生きものクラブ」では野鳥の見分け方などの観察会を実施している。

無栗沼の周辺のいくつかの水田では、 秋の収穫が終わると再び水田に水を入れ、 冬の間も水を張った状態にしておく「ふ ゆみずたんぼ」を実施している。水管理や で雑草や害虫の影響を抑え、水を張った 田んぼはガンやカモのねぐら、餌場、休息 所になる。その結果、無農薬の良質の米が 収穫でき、市場で高値で販売されるとい う一石二鳥の効果をもたらしている。食 害補償条例制度の実施、ふゆみずたんぼ 米を利用した日本酒の共同開発など多様 な仕組づくりを進めている。

天敵生物など生きものの力をかりること

関連自治体

栗原市役所 ☎0228-22-3350/登米市役所 ☎0220-58-5553/大崎市役所 ☎0229-23-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1:特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7:固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、 それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8:魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

蕪栗沼・周辺水田(かぶくりぬま・しゅうへんすいでん)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所 写真提供:大崎市



